

# 浅川町定住移住推進業務仕様書

本仕様書は公募型プロポーザルを実施するにあたり、最低限の要求事項を示すものである。提案を受け付けるにあたり、要求事項に対する手法や本仕様書に記載していない独自の提案、計画実現性を高めるための具体的な提案がされることを期待しており、そのため優先交渉権者特定後、企画提案内容等により本仕様書の内容を一部変更(追記等)する可能性がある。

## 1 業務名称

浅川町定住移住推進業務

## 2 業務目的

首都圏の移住検討者をメインターゲットとし、浅川町の特色を活かした体験ツアーを実施することで、浅川町の暮らしや移住を身近に感じてもらい、浅川町の交流人口を増加させることを目的とする。

## 3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 4 業務内容

移住を希望しているが具体的な移住地や移住後の生活のイメージを持っていない20代から40代までの子育て世帯をメインターゲットに8月16日に実施する浅川の花火の開催に合わせた移住体験ツアーを実施する。

実施に当たっては、浅川町の魅力が最大限活かされ、参加者が浅川町を移住候補地としてイメージできるような効果的な行程を自由な発想で企画し、実施すること。

ツアー終了後は今後の事業や更なる移住環境の改善につながる検討資料として、アンケートの実施や収集したアンケートの分析を行い、今回のツアー内容についても検証し、今後の事業をより効果的にするための提案を行うこと。

### (1) ツアー内容

#### ア 対象者

移住を検討している10世帯程度

#### イ 実施日程

令和7年8月16日に開催される「浅川の花火」を体験できる日程とすること。

#### ウ 参加費用

参加者から徴収する参加費については受託者にて収受することとし、金額については別途協議の上、決定する。

#### エ 運営等

ツアー内容の企画立案、参加者の募集、参加費の徴収、訪問場所及び運営スタッフの手配、進行管理、ツアー時の運営、参加者の旅行保険への加入手続等の一切の業務を行うこ

と。

行程内の協力者との調整は町と受託者が連携して行うこととし、協力者等に対する謝金に関しては、委託料に含む。

オ 広報

ツアー実施について、参加者の募集を始めとして、SNSや雑誌など広く情報発信を行うこと。

## 5 成果品

下記の成果品を発注者へ納品すること。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 業務完了報告書
- (3) アンケート分析結果

なお、印刷物1部及び電子データでの納品を行うこと。

## 8 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、業務期間中、町と十分協議・打合せを行いながら誠意をもって本業務を遂行することとし、協議・打合せを行った際は、その都度会議録を作成の上、町に提出するものとする。
- (2) 本業務に必要な資料のうち、町が所有し業務に活用することができる資料は受託者に貸与する。この場合、受託者は貸与を受けた資料について、業務完了とともに町に返却することとする。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧すること。
- (3) 受託者は、改正個人情報保護法を遵守し、町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、本契約を履行する上で知り得た情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (4) 作業にあたり、受託者は善良なる注意をもって行うものとし、第三者に被害を及ぼした場合、受託者の負担により対処するものとする。
- (5) 本業務の成果品の著作権については、町と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 受託者は町の承諾なしに、成果品を他人に閲覧、複写させ、又は譲渡してはならない。
- (7) 業務完了後に過失・疎漏等により不良箇所が発見された場合は、町の認める修正及びその他必要な作業を受託者の負担で行うものとする。
- (8) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、町と協議を行い決定するものとする。また、冒頭記載のとおり、本仕様書は基本的事項を提示したものであり、業務の目的から勘案して必要と考えられる事項については、適宜創意工夫して提案するものとする。